

令和4年度

新型コロナウイルス感染拡大に係る登録更新期限延長の特例措置

(提案理由)

新型コロナウイルス感染6波の拡大により、全国各地に蔓延防止重点措置が発令され、感染終息の見通しも不明である。現下の状況では、協会事業の正常な実施は困難であり、技能認定登録事業の認定単位取得、認定更新にも重大な支障が生じている。

この状況を鑑み、現下の新型コロナウイルスの全国的な感染拡大は、技能認定登録制度規程第2条第5項に規定の更新期限延長の要件、「(巨大自然)災害」に準ずるものとして、令和3年度に引き続き、下記の特例措置を設ける。特例措置の内容は、技能認定登録制度規程の附則に付記する。

<特例措置>

令和4年度中の認定登録更新予定者（令和3年度の更新期限延長者も含む）は、更新期限を各都道府県支部長の承認により、1年間の延長を技能認定制度委員会に申請できるものとする。なお、委員会が申請を承認した更新予定者には、更新期限延長の登録延長証明証を交付する。延長手続きの手数料は徴収しない。なお、延長手続きの詳細については、令和2年度に同様とする。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

令和4年3月6日

技能認定登録制度委員長 小川嗣人